

横植協会03-26号
令和 3年12月1日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第26号を送信します。

輸入種苗関係

【ホウライショウ苗のバナナネモグリセンチュウに係る輸入検査対応について
(対象植物の追加)】

掲題の件について、別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

概要

バナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、対象植物について輸出国にて栽培地検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求しています。

本年11月、輸入検査において対象植物とされていないホウライショウ(*Monstera deliciosa*)苗から、当該線虫が検出されことを受け、11月15日から当面の間、輸入検査において以下の対応を実施。

11月下旬、対象植物とされていない*Monstera obliqua*苗から当該線虫が検出されたことから、*Monstera obliqua*苗を暫定措置の対象植物に追加。

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、上記 2 種植物について(検査証明書にホウライショウ属と記載されたものを含む。)生植物地下部の検査数量の 10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施。

(詳細については、別添ファイルを参照願います)

以 上

ホウライショウ苗のバナナネモグリセンチュウに係る輸入検査対応について（対象植物の追加）

1. 経緯

- (1) 検疫有害動物であるバナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の7項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年11月、輸入検査において、規則別表1の2の7項で対象植物として規定されているないホウライショウ (*Monstera deliciosa*) 苗から、当該線虫を検出。
- (3) 11月15日、規則別表1の2の7項に掲げる地域から輸入されるホウライショウ苗について、輸入検査時の当該線虫を対象とした検定を開始。
- (4) 11月下旬、輸入検査において、規則別表1の2の7項で対象植物として規定されているない *Monstera obliqua* 苗から、当該線虫を検出。

2. 緊急の暫定措置

輸入検査で *Monstera obliqua* 苗から当該線虫が検出されたことを受け、当該線虫の我が国への侵入及びまん延を防止するため、現在緊急の措置を行っているホウライショウ苗に加え、当該植物を対象に、輸入検査において以下の対応を実施。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として規則別表1の2の7項に掲げる地域から輸入される、ホウライショウ (*Monstera deliciosa*) 及び *Monstera obliqua* (検査証明書にホウライショウ属と記載されたものを含む。) 生植物の地下部

(2) 対応を行う期間

令和3年12月2日から当面の間

(3) 検定

輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施